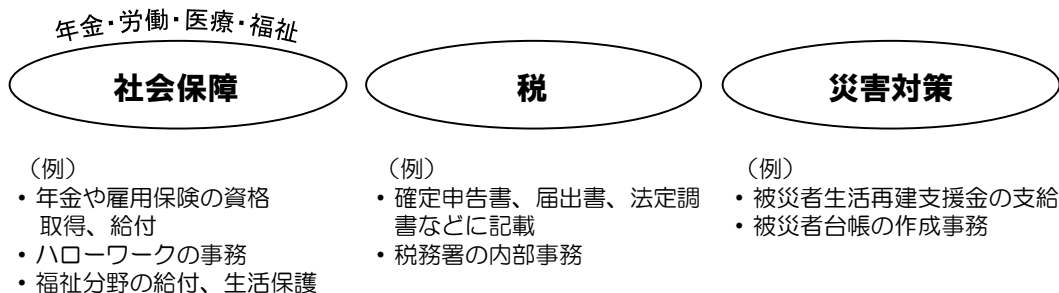


今回のテーマ : 「マイナンバー制度が始まる その1」

マイナンバー制度が来年1月からスタートします。

1. マイナンバー制度とは

日本の住民票を持つ全ての個人に番号を付与することにより、**社会保障・税・災害対策**の分野で効率的に情報を管理し、複数機関に存在する個人情報如同一人の情報であることを確認するために活用される制度です。(番号付与は今年10月から)

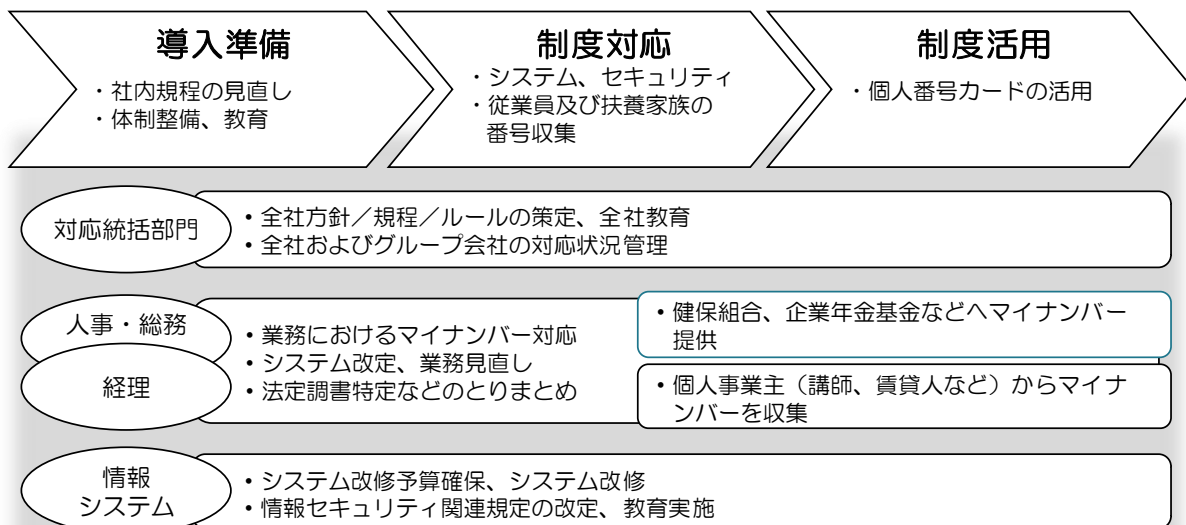


2. マイナンバーが必要な税務書類

マイナンバーの記載が必要な税務書類は主に次のとおりです。

- (1) 確定申告書
- (2) 源泉徴収票 (給与所得、退職所得、公的年金など)
- (3) 支払調書 (報酬、不動産の使用料など)
- (4) 給与支払報告書
- (5) 扶養控除等申告書
- (6) 保険料控除申告書
- (7) 退職所得の受給に関する申告書

3. 今後のスケジュール (具体例)



全社的視点で現行業務を検証し、漏れなく対応することが大切です。